

令和2年7月10日

保護者の皆様

大田区立赤松小学校
校長 田沼 哲哉

自然災害（地震、気象等）への初期対応について

大田区内で自然災害（大規模地震や風水害等）が起きた場合、本校では、大田区教育委員会「自然災害への初期対応に関する大田区立学校のガイドライン」に基づき、下記のように対応いたします。児童の安全確保を図るため、御理解・御協力のほどお願い申し上げます。

記

1 震度5弱以上の地震が発生したとき

- ①児童在校中に地震が発生したときは、直ちに避難行動をとらせ、身の安全を守らせます。
- ②揺れが収まった後は体育館に避難し、情報収集しつつ、児童は学校に留め置きます。
- ③保護者または登録されている代理人が引き取りに来た場合は児童を引き渡します。引き取りの際は、必ず「引き渡しカード」に記載してある方の御来校をお願いします。
- ④大田区内の震度が4以下でも、次のような場合は引き取りをお願いすることがあります。
 - ・学校のライフライン（電気・水道等）に損傷が発生した場合
 - ・学校の周辺で建物や道路に被害が出た場合
 - ・教育委員会からの指示があった場合
- ⑤登下校時に地震が発生した場合は学校へ避難することを原則としますが、家の方が近く、保護者の在宅が確実な時は自宅に避難しても構いません。帰宅後学校へご連絡ください。

2 風水害が発生した（しそうな）とき

- ①午前7時に大田区へ暴風警報または特別警報が発令されている場合は臨時休業とします。
- ②警報が発令されていない場合でも、御家庭の判断で登校させないときは学校にご連絡ください。欠席扱いには致しません。
- ③下校時に大田区へ暴風警報または特別警報が発令されている場合は、児童を学校に留め置き、警報解除後に方面別の集団下校を実施します。ただし、警報解除が午後6時以降になった場合は保護者による引き取りになります。
- ④状況に応じて、①～③以外の対応が必要な場合は教育委員会より別途指示がございます。

3 鉄道の計画運休が行われるとき

令和2年度追記された新項目です

- ①午前0時までに、蒲田駅・大森駅を含む JR 京浜東北線の計画運休が、翌日の始発から午後2時までの間に開始されることが発表された場合、臨時休業となります。
- ②当日、途中で計画運休が解除されても臨時休業の対応は変更しません。

※大田区の警報発令状況を把握するため【区民安全・安心メールサービス】への登録をお願いします。また、【学校緊急連絡システム】への登録も併せてお願いいたします。